

図表 3 7 県内地方自治体の奨学資金制度（平成27年度。ただし、特定分野の人材確保等、目的及び対象者を限定した制度を除く。）

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
富山県 山学資 市金	高校生	授業料と高等学校等就学支援金との差額（自己負担）相当分、月額9,900円を限度とする。 市の奨学資金と高等学校等就学支援金の合計額が、月額 19,800円以内となる範囲で支給する。	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校に在学している人（専攻科を除く）</li> <li>・富山市に居住している世帯に属する人</li> <li>・学資の支弁が困難な人</li> </ul>	他の奨学金との併用不可。	
	高等専門学校生 高校生（専攻科）	15,000～25,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（国立大学法人）、地方公共団体及び学校法人が設置した大学（短大、大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）高等学校の専攻科に在学している人</li> <li>・富山市に居住している世帯に属する人</li> <li>・学資の支弁が困難な人</li> </ul>	公立と私立、自宅通学と自宅外通学で金額が異なる。他の奨学金との併用不可。	教育委員会 学校教育課
	専修学校生（専門課程）	35,000～47,000				
	大学生・短大生					
大学院生						
高岡市 荻布学 市金	高校生 高等専門学校生		給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学困難な者</li> <li>・高岡市に住所を有する者又は就学のため市外へ住所を移した者でその家族が高岡市に住所を有する者</li> <li>・品行方正、身体強健、成績優秀、志操堅固な者</li> </ul>	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 総務課
高岡市 人づくり 奨学 市金	専修学校生（専門課程）	(国公立)年額 400,000 (私立)年額 700,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が高岡市に住所を有すること</li> <li>・学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者</li> <li>・他の奨学金制度を利用していないこと (返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く)</li> </ul>	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 総務課
	短大生	(国公立)年額 500,000 (私立)年額 700,000				
	大学生					
	大学院生					
たかおか 留奨学 市金	大学生 大学院生	(国公立)年額500,000 (私立)年額700,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に所在する大学又は大学院（地元大学等）に市外から進学し、在学している者</li> <li>・地元大学等を卒業又は修了した後、本市に居住する意思を有する者</li> <li>・地元大学等から学業成績等優秀者として推薦がある者</li> <li>・他の奨学金制度を利用していないこと（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く）</li> </ul>	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 総務課
魚津市 学資 市金	高校生	13,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の保護者が魚津市に居住する者であること</li> <li>・学資の支弁が困難であること</li> <li>・学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある学生または生徒であること</li> <li>・在学している学校長の推薦があること</li> </ul>	他の奨学金との併用不可。 卒業後、魚津市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	教育委員会 教育総務課
	高等専門学校生	(1～3年生) 13,000 (4～5年生) 40,000				
	専門学校生	40,000				
	大学生・短大生					
	大学院生					
氷見市 育英 奨学 市金	高校生	～15,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校若しくはこれに準ずる学校又は大学若しくはこれに準ずる学校に在学していること</li> <li>・優れた学生又は生徒であること</li> <li>・経済的理由により修学が困難な者であること</li> <li>・保護者等が市の区域内に住所を有すること</li> <li>・在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること</li> <li>・（独）日本学生支援機構の学資金若しくは、富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと</li> </ul>	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課
	専修学校生	(高等課程) ～15,000				
		(専門課程) ～45,000				
	高等専門学校生	(1～3年生) ～15,000				
		(4,5年生) ～45,000				
	大学生・短大生	～45,000				
大学院生						

奨学資金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課			
滑川市奨学金	高校生	年額 200,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付：大学、高等学校に在学する者</li> <li>・貸与：大学(短大を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、高等学校の専攻科に在学する者</li> <li>・市内に住所を有する世帯に属する者</li> <li>・学業成績が優秀であること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・修学の意欲がある者</li> <li>・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者</li> </ul>	ひとり親加算あり(2,000円) H24年度以降は継続者のみ申請可(在学を卒業するまで) H28年度末に制度廃止予定	教育委員会 学務課			
	大学生	(県内) 10,000 (県外) 12,000							
	高校生(専攻科)	(県内) 20,000 (県外) 40,000	貸与						
	専修学校生(専門課程)								
	高等専門学校生								
大学生									
黒部市奨学資金	高校生・高等専門学校生	10,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付：大学(短期大学及び大学院を含む。)又はこれに準ずる学校に在学する者</li> <li>・給付：高等学校(高等専門学校を含む。)に在学する者</li> <li>・市民であること(学業のため市外へ転出している者を含む)</li> <li>・学費の支弁が困難と認められる者</li> <li>・学業優秀、品行方正、健康</li> </ul>	高等専門学校3年生まで	教育委員会 学校教育課			
	短大生	40,000	貸与				卒業後、黒部市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。		
	大学生								
	大学院生								
砺波市奨学資金	高校生	10,000	貸与・1/2給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有している世帯に属する者であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること</li> <li>・学業成績が優秀であること(専修学校(専門課程)、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学する者に限る)</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・高等学校以上の学校に在学すること</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> <li>・他の奨学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生等のみ、1/2給付(未来応援型)あり。</li> <li>・大学生等のみ、返還時、市内に居住している場合、その年の返還額を1/2にする(リターン者等特約)。</li> </ul>	教育委員会 教育総務課			
	専修学校生	30,000							
	大学生・短大生								
	大学院生								
じんげ勇夫妻奨学基金	高校生	10,000	1/2給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有している世帯に属する者であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> <li>・他の奨学資金の貸与を受けていないこと</li> </ul>		教育委員会 教育総務課			
小矢部市奨学資金	大学生・短大生・専修学校生(専門課程)	40,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内に住所を有する者又は就学のため市外に住所を移した者でその者の父母家族が市内に住所を有する者</li> <li>②学費の支弁が困難である者</li> <li>③身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者</li> <li>④在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者</li> </ul>		教育委員会 教育総務課			
南砺市奨学資金	高校生・高等専門学校生(自宅)	10,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が市に住所を有していること</li> <li>・健康かつ品行方正であって学業成績が優秀であること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学(大学院を除く)に在学する者であること。ただし、専修学校専門課程、短期大学又は大学に在学する者については、高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程を卒業後、2年以内の者に限る</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>		教育委員会 教育総務課			
	高校生・高等専門学校生(自宅外)	30,000以内					35,000以内		
	専修学校生(専門)								
	短大生								
大学生(大学院生を除く)									
射水市奨学資金	専修学校生(専門課程) 短大生・大学生・大学院生	(自宅通学) 25,000以内 (自宅外通学) 40,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する世帯に属する者</li> <li>・学費の支弁が困難である者</li> <li>・身体強健で学業成績が優良である者</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>		教育委員会 学校教育課			
舟橋村奨学資金	高校生	10,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舟橋村民であること。</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること。</li> <li>・学費の支弁が困難であること。</li> <li>・高等学校以上の学校に在学すること。</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。</li> </ul>		教育委員会			
	大学生	30,000							

奨学資金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課
上市町奨学資金	高校生	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上市町民であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること</li> <li>・学資の支弁が困難であること</li> <li>・高等学校以上の学校に在学すること</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>		教育委員会事務局
	高等専門学校生	(1～3年生) 5,000				
		(4,5年生) 8,000				
	短大生 (専修学校専門課程を含む。)	8,000				
	大学生	(県内) 8,000 (県外) 10,000	貸与			
(県内) 30,000 (県外) 40,000						
上市町奨学資金融資に係る利子補給金交付	高校生	(交付額) 借入金額(年間授業料相当額100万円以内)に対し、年2%。ただし、借入利率が年2%に満たない場合は、その借入利率まで。	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上市町民であること</li> <li>・高等学校、高等専門学校、大学(大学院を除く)に在学する者又はその家族でかつその属する世帯の前年分の合計所得額が1,000万円未満</li> <li>・町に本店、支店がある金融機関から教育資金を借りている者</li> </ul>	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
	高等専門学校生					
	大学生(大学院を除く)					
立山町奨学金	高校生 中等教育学校生(後期過程に限る) 高等専門学校生(第1学年から第3学年に限る)	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有している世帯に属する者</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者</li> <li>・経済的理由により修学困難である者</li> <li>・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者</li> </ul>		教育委員会教育企画係
立山町奨学資金融資に係る利子補給金及び保証金補給金交付	大学生	(交付額:利子補給年額) 学校の入学金及び年間授業料相当額(200万円以内)に対し、年2.5%。ただし、借入利率が年2.5%に満たない場合は、その借入利率により計算して得た額。 (交付額:保証金補給額) 融資等を受ける際に必要となった保証金の額の2分の1以下の額。	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立山町民であること</li> <li>・大学(大学院を除く)に在学する者又はその家族</li> <li>・規則に定める金融機関等から教育資金を借りている者</li> </ul>	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
入善町奨学金	高校生 高等専門学校生(1～3年生)	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する世帯の子女であること</li> <li>・学費の支弁が困難であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること</li> <li>・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>		教育委員会学校教育係
入善町育英奨学資金	高等専門学校生(4～5年生) 大学生	50,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住をする者の子弟で学資の支弁が困難であること</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること</li> <li>・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること</li> </ul>	卒業後、入善町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	
朝日町奨学資金	高校生	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等(親権者、後見人、その他これに準ずる者)が町内に住所を有し、学支の支弁が困難な者</li> <li>・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀な者</li> <li>・高等学校以上で、在学した又は、現に在学している学校長の推薦がある者</li> </ul>		教育委員会学校教育係
	大学生	15,000				
富山県奨学資金	高校生 専修学校生(高等課程)	(国公立・自宅通学) 18,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等が県内に住所を有すること。</li> <li>・修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。</li> </ul>	他の貸与型奨学金との併用不可(大学・短大のみ、特例で認める場合あり)	教育委員会県立学校課
		(国公立・自宅外通学) 23,000				
		(私立・自宅通学) 30,000				
		(私立・自宅外通学) 35,000				
	高等専門学校生	(1～3年生) 18,000				
		(4,5年生・専攻科) 44,000				
	専修学校生(専門課程)	44,000				
	大学生	(自宅通学) 45,000				
		(自宅外通学) 51,000				
	大学院生	(修士・博士前期課程) 88,000				
(博士後期課程) 122,000						

図表38 県等の主な留学生修学支援事業（平成28年度）

修学支援事業名	対象	支援内容
富山県留学生受入事業	南米移住者子弟 中国遼寧省及びロシア沿海地方の派遣生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等（1年間に限る）
アセアン留学生等受入モデル事業	県内企業へ就職予定のアセアン地域及びインドの留学生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等（大学院修士課程） （県と企業が1/2ずつ負担）
富山県国際交流奨学金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	月額1万円又は5万円の奨学金の支給（日本語教育機関の学生は月額3,000円）
富山県国民健康保険加入助成金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	国民健康保険への加入を助成 （県 6,000円、富山市・高岡市・射水市 6,000円）
（財）とやま国際センター事業	全留学生	生活情報の提供 県民との交流イベントの開催